

IMF 改革と地域金融協力

国際協力銀行 荒巻健二

アジア通貨危機を契機として、危機への国際的対応を主導した IMF に対し広範な批判が提起された。国際社会はすでに危機の進行中から、IMF 改革について議論を進め、97 年には危機時の巨額の融資を可能とする補完的準備融資制度（Supplemental Reserve facility）を、99 年には危機に備え予めクレジットラインを締結しておく予防的クレジットライン（Contingent Credit Line, CCL）を創設するなど IMF の危機対応能力の強化を図った。

99 年 6 月のケルン経済サミットには、1 年以上にわたる国際的な議論を集大成した国際金融システム改革に係る蔵相会合報告書が提出されたが、そこでは、IMF 改革については、IMF を含む国際金融機関の焦点を比較優位のある分野に絞ること、サーベイランスとプログラムの改革を検討すること等大きな方向性が示されるにとどまった。その後米国などが IMF の融資機能を大きく縮小させることを提言するなどかなりドラスティックな改革を目指す動きもあったが、2000 年 4 月の G7 では、経済改革を条件とする IMF 融資の重要性と適切な場合には中期的改革をサポートする（短期融資に特化しない）こと（換言すれば、IMF の基本的機能を維持すること）が確認され、その上で融資制度の合理化を図ること、危機防止の観点から、国際的に合意されたコード・基準の遵守において IMF が主導的役割をはたすべきこと、サーベイランスにおいてマクロ経済政策等とともに金融セクターにおける構造問題に焦点を当てるべきことなどが合意され、IMF 改革は危機の予防に力点を置きつつ改良主義的にかつ一部機能を強化する方向で行われることとなった。

IMF はこうした合意等を受け、危機予防と危機管理の機能強化に向け広範な検討作業を行って来ており、こうした努力は正当に評価すべきものである。一方、危機の予防において極めて重要性が高いと思われる途上国の資本取引規制と為替レート制度のあり方については十分な理解やコンセンサス形成が進んだとはいえず、また、危機時の対応については、CCL が創設されたとはいえなお現時点では締結例がなく、また通貨危機時に大きな問題となったコンディショナリティのあり方（特に危機時の構造改革の取扱いの問題）や民間セクターの関与を確保する仕組みについても具体的な進展はまだ少なく、危機防止、危機管理両面において、残された課題は多いといえる。